

# 発信者情報開示制度を巡る課題への対処について

---

令和8年5月  
事務局

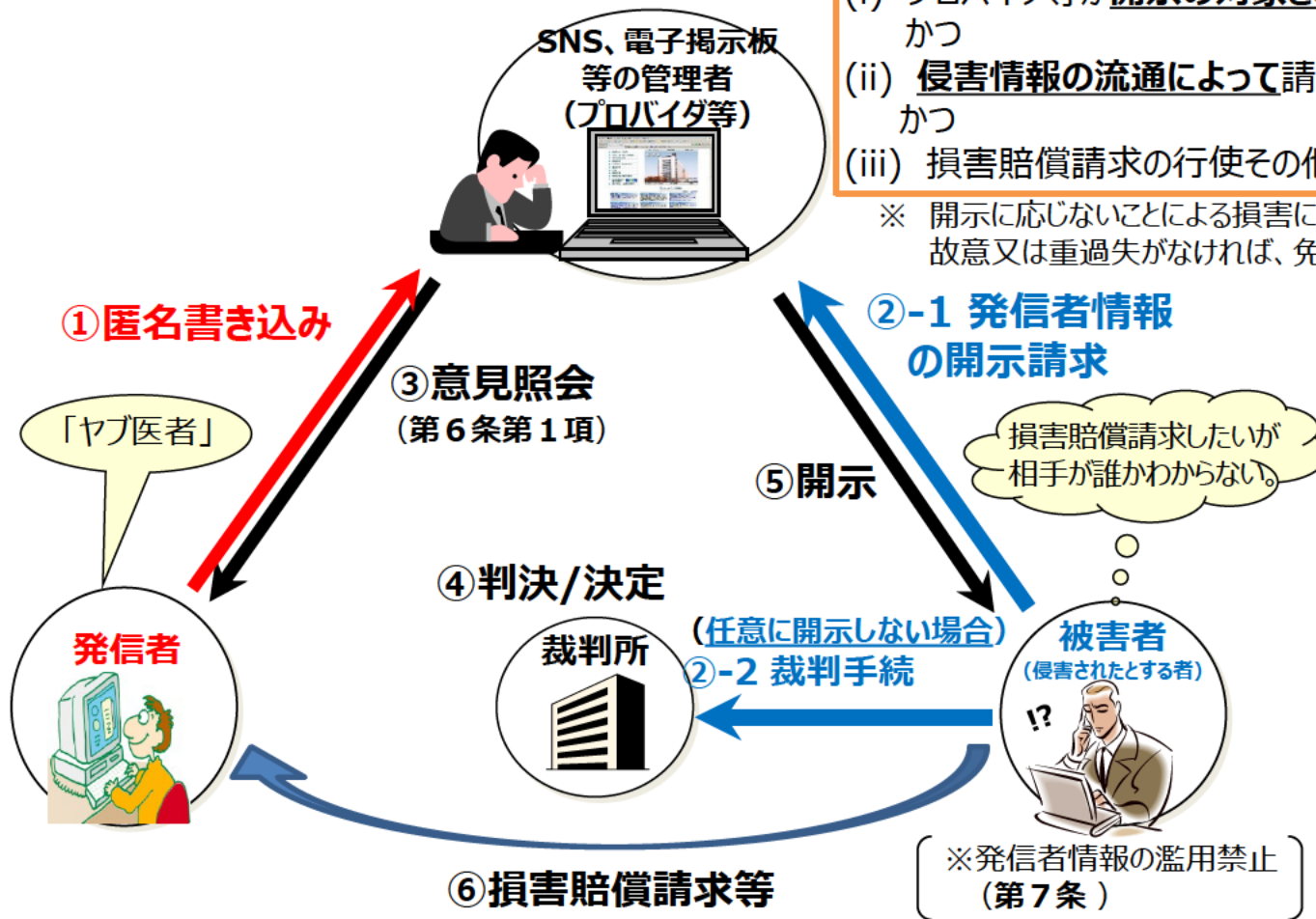
- 2001年（平成13年）11月にプロバイダ責任制限法（現：情報流通プラットフォーム対処法）が制定。
- **権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者（権利を侵害されたと主張する者）が、被害回復のために、当該情報の発信者（加害者）を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定。**

※発信者情報：氏名、住所その他の総務省令で定める情報

## 発信者情報開示に最低限必要な要件（第5条第1項）

- (i) プロバイダ等が開示の対象となる発信者情報を「保有」していること  
かつ
- (ii) **侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らか**であること  
（権利侵害の明白性）  
かつ
- (iii) 損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき**正当な理由がある**こと

※ 開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責（第6条第4項）



• 発信者情報は、発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき情報であり、プロバイダ等は正当な理由なく開示することは許されない。

• したがって、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮し、**一定の厳格な要件（上記(i)・(ii)）が満たされる場合に限り、プロバイダ等が発信者情報を適法に開示できるようにするもの。**

- インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続<sup>(※)</sup>）を創設するなどの制度的見直しを実施。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

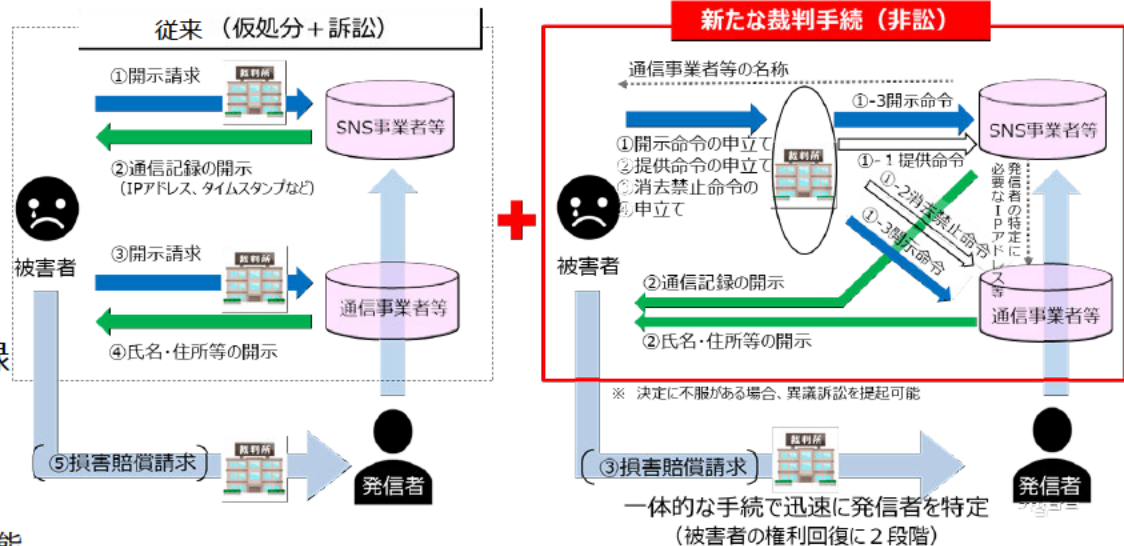
## 1. 新たな裁判手続の創設

従来の手続では発信者の特定のため、2段階の裁判手続<sup>(※)</sup>を経ることが一般的に必要。  
※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

### 【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令<sup>(※)</sup>を創設。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を規定。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

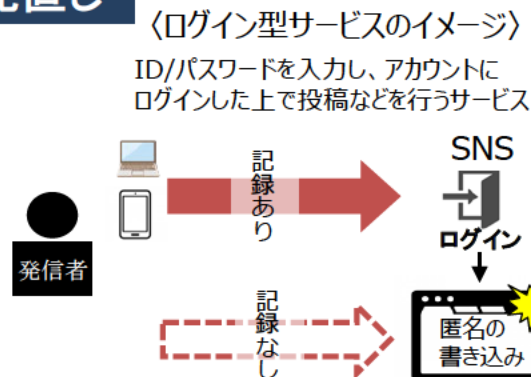


## 2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定のためにログイン時の情報の開示が必要。

### 【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正。



## 3. その他

### 【改正事項】

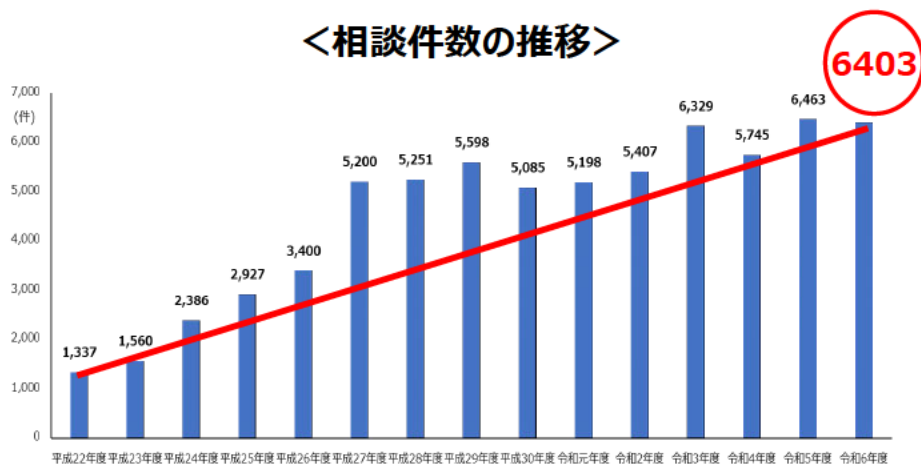
- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会<sup>(※)</sup>において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会。  
※新たな裁判手続及び従来の手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

- ・ 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況にあるほか、発信者情報開示命令（非訟手続）の件数も増加傾向にある。
- ・ **インターネット上の誹謗中傷等の権利侵害について、迅速な被害者救済を図る必要性**が引き続き指摘されている。

## ◆ インターネット上での誹謗中傷等の流通

- ・ 総務省の委託事業により運営している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和6年度の相談件数は、6,403件であった。

＜相談件数の推移＞

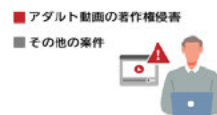


- ・ 令和6年度の相談件数（6,403件）のうち、「発信者の特定方法を知りたい」という相談は1,571件（24.5%）であった。

## ◆ 発信者情報開示請求の件数の増加

- ・ 発信者情報開示命令（非訟手続）の申立件数は、令和5年から令和7年の3年間で、3,959件から10,072件と約2.5倍に増加。
- ・ 誹謗中傷等のほか、ファイル共有ソフトの不適切な利用に関する著作権侵害事案が増加の要因として指摘。令和7年11月に総務省が注意喚起を実施。

総務省アンケート調査  
令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求件数の割合



発信者情報開示請求件数の割合

**「動画をダウンロードしただけ」が著作権侵害に？**  
安易なファイル共有ソフト利用で損害賠償請求事案が急増中

**注意喚起**

軽い気持ちの利用が「損害賠償請求」に発展する事例が多発

- ▲ ファイル共有ソフト利用に関する3つの要点 ▲
- 「ダウンロード」だけでは済みません  
そのファイル共有ソフトの機能により、誰でもアップロードできます。
- 著作権を侵害する場合があります  
著作権者等の同意なくアップロードする行為は著作権侵害に当たる場合があります。
- あなたの氏名・住所が開示され、損害賠償請求の対象に  
IPアドレスの記録・保存により、著作権者等から損害賠償請求の対象となる可能性があります。

総務省による注意喚起

（出典）総務省「動画をダウンロードしただけ」が著作権侵害に？」  
<https://www.soumu.go.jp/dpa/p2p/>

- 令和3年改正による新たな裁判手続（非訟手続）の創設により審理の迅速化が一定程度進んだ一方（※）、更なる迅速な被害者救済の必要性や開示請求に対応する事業者の負担軽減などの課題も指摘されており、対応の在り方に関する検討が必要。

（※）東京地方裁判所における令和元年に終局した発信者情報開示請求訴訟の平均審理期間は約142日であったのと比べ、令和6年12月までに終局した発信者情報開示命令手続の平均審理期間は約103日である（概数）。

## 発信者情報開示制度を巡って指摘されている課題（例）

### 1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

- 提供命令が迅速に履行されず、発信者の特定に支障が出ているケースがある
- MVNO等のプロバイダの多層化により、発信者の特定に時間を要するケースが増加している 等

### 2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダによる主張立証の機会が十分に図られていないケースがある/具体的な主張立証が難しいプロバイダも開示請求の当事者として対応を求められるケースがある
- 発信者情報開示請求の件数の増加により、対応するプロバイダの負担が増加している 等

### 3. 発信者情報開示手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 開示された発信者情報や意見照会で得た情報を用いて新たな権利侵害（晒し行為等）が行われるケースがある 等

- 以上を踏まえ、**発信者情報開示制度を巡る課題への対応の在り方**について、本検討会に新たにWGを設置して、専門的な見地からの検討を行うこととしてはどうか。

## (参考) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律 (令和三年法律第二十七号)

### ○ 附則(抄)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ○ 衆議院 附帯決議(抄)

六 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

七 インターネット技術の革新が速く、誹謗中傷・人権侵害の態様が今後変化することが予想されることから、変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除制度の不断の見直しを行うこと。

### ○ 参議院 附帯決議(抄)

六、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証及び運営事業者に寄せられた削除請求等の件数と対応結果について調査研究を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

七、インターネットにおける今後の急速な技術革新に伴い予想される誹謗中傷・人権侵害情報の多種多様な態様の変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除の制度について不断の見直しを行うこと。